

「西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」パブリックコメント(市民意見)提出手続き制度)検討結果

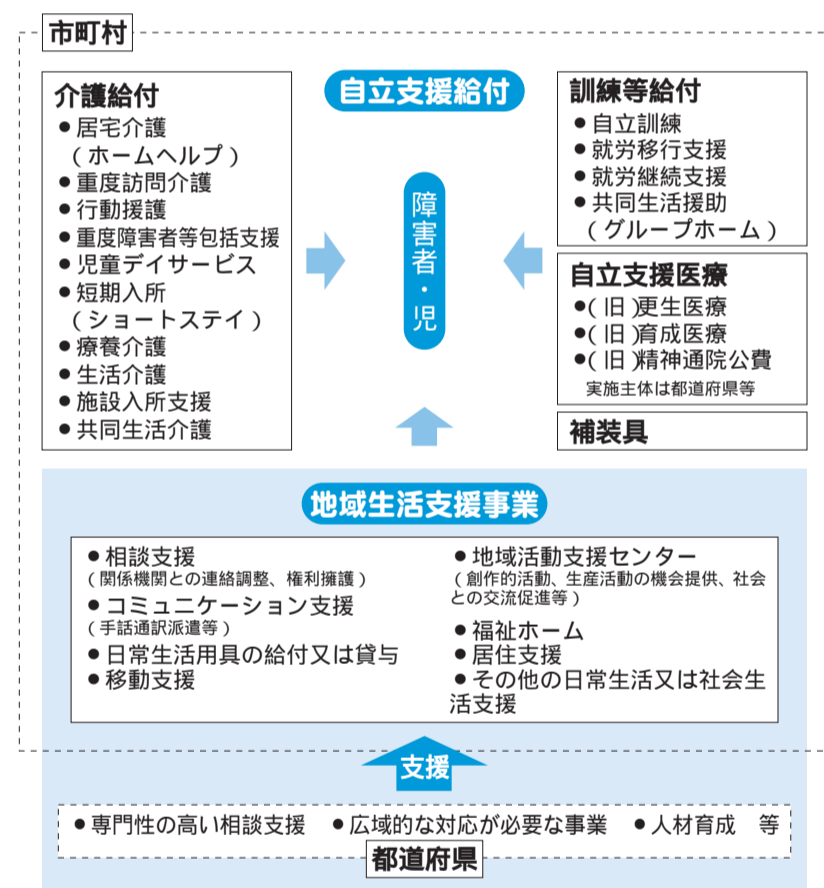
平成17年12月15日(木)〜平成18年1月13日(金)に実施した「西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」のパブリックコメント(市民意見)提出手続き制度)の検討結果をお知らせします。パブリックコメントには、2人の方から4件のご意見を頂きました。パブリックコメントに検討結果の内容は、両庁舎の情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。

中央図書館(☎65・0823)

お寄せいただいた意見概要	市の検討結果
わが子を見て、小学校の読書指導が一番効果があり、大切だと感じています。(件数:1件)	小学生期の読書は大切と考え、計画(素案)に入れています。さらに、乳幼児からYA(ヤング・アダルト)世代までの長い子ども期の成長を考え、成長の流れを大切に計画(素案)を策定しました。
現在、学校図書館専門員は、子どもたちの読書活動をしっかり支えてくださっています。長期的計画を持って、責任を持った人に長期的に担当してもらいたいです。(件数:1件)	市民嘱託員制度の中で、司書または司書教諭の資格を有し、学校教育・学校図書館を理解している人材を採用しています。現在も、学校図書館専門員は、学校の教育計画に基づき業務を遂行しています。
素案「学校図書館における読書活動の推進」(2)「学校図書館利用指導計画を作成し」や(3)「司書教諭と学校図書館専門員との連携」の目標を達成するためには、1校1名専任化の必要性を計画に盛り込むことが必要ではないでしょうか。(件数:1件)	計画の施策実現に向け、関係機関が連携し、また、各校が創意工夫をし取り組むことが第一と考えます。
この計画の実施に当たり、中心になるのは図書館であり、児童担当者であると思います。この計画が実行されるには、市図書館の司書の定数を増やし、児童担当者の増員が必要ではないでしょうか。(件数:1件)	計画の施策実現に向け、まずは、取り組むことが第一と考えます。職員体制については、図書館業務の見直しの中で検討していきたいと考えます。

みんなが安心して暮らすまちづくりへ
~平成18年4月から障害者自立支援法がはじまります~

(表1)



(表3)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯(例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入(例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

障害者自立支援法とは

障害者自立支援法は、次のような特徴があります。障害の種類によらない共通のサービス。サービス費用をみんなで支え合う(原則として費用の1割を利用者が負担)働きたい人を支援する身近な地域でサービスを利

利用者負担の仕組み

利用者負担は、所得に応じた負担から、サービス量と所得に応じた負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

(表2)利用者負担に関する配慮措置

入所施設利用者(20歳以上)	グループホーム利用者	通所施設利用者	ホームヘルプ利用者	入所施設利用者(20歳未満)
1 利用者負担の月額上限設定(所得段階別)				
2 個別減免		3 社会福祉法人が利用者負担軽減措置を行なった場合の公費助成(経過措置)		
4 高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)				
5 生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)				
食費・光熱水費	5 補足給付(食費・光熱水費負担を軽減)	従来より食費や居住費については実費で負担は発生しませんが、通所施設を利用した場合には、6の軽減措置が受けられます。	7 食費の人員費支給による軽減措置(3年間)	6 補足給付(食費・光熱水費負担を軽減)

月ごとの利用者負担には上限があります。障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳の世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっていない医療保険で被扶養者でなければ、市町村および都道府県は、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めることとなります。

その他の規定
法律の附則では、次のような規定が設けられています。
・施行後3年を目途として、障害者等の範囲を含めた検討を行う。
・就労の支援を含めた、障害者等の所得の確保にかかる施策のあり方について検討を行う。
・利用者負担を含む経過措置が設けられている。
・精神保健福祉法を始めとする関係法律について所要の改正が行われている。
障害福祉課(☎☎内線2346)